

第13回重点方針専門調査会 御説明資料

養育費関係パンフレットの交付

これまでの経緯

- 平成24年4月 民法改正法施行
 - ・ 父母の離婚の際に協議で定める事項として、養育費の分担を明示(民法第766条第1項)
 - ・ 離婚届用紙に養育費分担取決めの有無のチェック欄追加
- 平成27年12月「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」
- 平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」

平成28年10月～

- ・「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」を作成し、市町村に配布、離婚届用紙との同時交付を開始
- ・このパンフレットに関する周知活動を行う。

今後の取組み

- 離婚届に際して、養育費の分担について「取決めをしている」欄にチェックがされている割合は、**60%台前半で推移**
 - 養育費の取決めの重要性等に関する一層の周知が必要

離婚する当事者に対して、養育費の取り決めの重要性や法的な知識を理解してもらうための広報活動を引き続き実施

- 離婚届は**毎年20万件以上**提出されている状況が継続
 - **継続的な取組が不可欠**

引き続きパンフレットを市区町村に配布し、離婚届書と同時に交付

民事執行法制の見直し

審議の経過

平成28年9月	法務大臣から法制審に諮問
平成28年11月 ～現在	法制審部会での調査審議開始 会議開催(1か月に1回程度)
平成29年9月 ～平成29年11月	中間試案の取りまとめ 意見募集手続を実施

主な検討課題

債務者財産の開示制度の実効性の向上

【背景】

- 平成15年改正で、差押えの対象となる債務者財産に関する情報を債務者自身に陳述させる「財産開示手続」を創設
- 「財産開示手続」の利用実績は年間1000件前後と低調。債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則が弱い等の指摘
- 養育費の履行確保に役立つとの観点からも制度の拡充を求める意見 (※第4次男女共同参画基本計画(H27.12))

中間試案の概要

- 現行の財産開示手続の見直し
 - ・ 開示の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大
 - ・ 債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則を強化
- 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設(例)銀行から預貯金債権に関する情報を取得など

意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討

ヒアリング項目： ひとり親家庭への支援

担当府省：法務省

第４次男女共同参画基本計画における記載箇所		P87 第８分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 １ 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 イ ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり ④
女性活躍加速のための重点方針 2017 との関連	通し番号	143、145
	記載箇所	P21 Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 ２．女性活躍のための安全・安心面への支援 （１）ひとり親家庭等への支援 ①「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の着実な実施 ②養育費の履行の確保に向けた検討
女性活躍加速のための重点方針 2016 との関連	通し番号	102、103
	記載箇所	P12 Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 ２．女性活躍のための安全・安心面への支援 （１）ひとり親家庭等への支援 ①
女性活躍加速のための重点方針 2015 との関連	通し番号	80
	記載箇所	P16 ３．女性活躍のための環境整備 （６）困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備 ①